

女性差別撤廃条約 選択議定書 早期批准を求める院内集会



12月9日、衆議院第1議員会館で

十二月九日、女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める院内集会が、オンライン併用で開催されました。半年ぶりの臨時国会に合わせた開催でした。主

催は「女性差別撤廃条約実現アクション」です。選択議定書は、条約の付属文書です。各地の議会で批准を求める意見書の採択運動のなかにあった「採択

通報できるのではない。条約上の権利を侵害された個人が最高裁でも救済されなかったときに、女性差別撤廃委員会に通報できるとい

う道が開かれ、国内の裁判

をするとどうなるのか」という疑問に対して、共同代表の浅倉むつ子さん（早稲田大学名誉教授）がQ&A方式で回答しました。

「選択議定書は、条約の実効性を強化するために、個人通報制度と調査制度という二つの仕組みがある。個人通報制度は、制限なく

に人権の国際基準が反映される。日本の司法判断を委ねる道が開かれる」と説明しました。「現在選択議定書を批准している国は？」の問いに、「女性差別撤廃条約締約国百八十九か国中、百十四か国、アジアでは十二か国である。批准するには憲法改正の必要など全くない。個人通報が多い国ほど、ジェンダー平等への意識が高い国、民度の高さを示している」と明快に答えました。

また、選択議定書の批准を求める意見書を採択した全国百三十議会の関係団体から「女性差別撤廃条約アクションとやま」の本間啓子さん、「女性差別撤廃条約アクション大阪」の石田絹子さん、「徳島女性協議会」の大寺禮子さん、フェミニスト議員連盟の前田芳子さんらが、それぞれの地域での取り組みとその意義について生き生きと報告しました。

一時限りの集会でしたが、立憲野党の国会議員が参加し、新人議員のフレッシュな質意表明、ベテラン議員の経験に基づく熱いエールは、参加した人誰をも元気にする活気に溢れた集会となりました。

（目黒呑川支部
中島みち子）